

平成 28 年 12 月 1 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 室 長 井嶋 俊幸 統計専門官 柏木 貴久子 賃金第二係(内線 7653·7638) (代表電話) 03-5253-1111 (直通電話) 03-3595-3147

平成28年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

目 次

調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
利用上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2頁
主な用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁
結果の概要
1 賃金の改定の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
2 賃金の改定額及び改定率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況・・・・・・・・・ 7頁
4 賃金カットの実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9頁
5 賃金の改定事情 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
6 労働組合からの賃上げ要求状況・・・・・・・・・・・・・ 11頁
7 労働組合からの賞与の要求状況・・・・・・・・・・・・ 13頁
統計表

平成28年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。アドレス(http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、民間企業 (労働組合のない企業を含む) における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国

(2) 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)による次の15大産業。

鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業(他に分類されないもの)

※ 生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業(他に分類されないもの)は、外国公務を除く。

(3)調查対象

主たる事業が上記(2)に掲げる産業に属する会社組織の民営企業で、製造業及び卸売業, 小売業については常用労働者^{注)}30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇 用する企業を調査対象、そのうちから産業別及び企業規模別に抽出した約3,500社を調査客体 とした。

注: この調査では、抽出時や、各集計表の企業規模区分については、企業に使用され給与を支払われる 労働者のうち、下記①~③のいずれかに該当する労働者の数を使用している。

- ①期間を定めずに雇用されている者
- ②1か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ③日々雇用されている者又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者であって、前2か月に それぞれ18日以上雇用されている者

なお、本調査の各調査事項の対象労働者は、雇用期間を定めず雇用されている者としており、本概 況の次頁以降ではこれを常用労働者としている。

3 調査事項

- (1)企業の属性
- (2)賃金の改定に関する事項
- (3) 賃金の改定事情に関する事項
- (4) 賞与支給に関する事項
- (5) 労働組合との交渉経過

4 調査の実施時期及び方法

平成28年8月に郵送調査により実施した。

5 調査機関

厚生労働省一調査客体企業

6 有効回答率

調査客体企業数は3,539社、有効回答企業数は1,922社で、有効回答率は54.3%であった。 なお、本概況は、調査客体企業のうち、常用労働者100人以上の企業(調査客体企業数は3,201 社、有効回答企業数は1,709社、有効回答率は53.4%)について集計したものである。

利用上の注意

1 調査の実施時期

平成21年以降は毎年8月に調査を実施している。平成20年以前は毎年9月に調査を実施していたので、比較の際は留意されたい。

- 2 平均値について
 - 1人平均賃金の改定額、改定率等の平均値については常用労働者数による加重平均である。
- 3 統計表に用いている符号
 - 「0.0」 ・・・・・・ 表章単位未満のもの
 - 「-」・・・・・・・当該集計値がないもの
 - 「・・・」 ・・・・・・ 当該数値が不明若しくは表章することが不適当なもの
- 4 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和が計の数値と一致しない場合がある。

主な用語の定義

「常用労働者」

雇用期間を定めず雇用されている労働者をいう。日雇労働者や季節労働者など雇用期間に定 めのある労働者のほか、雇用期間に定めがあって契約期間を更新している労働者は除く。

また、以下の労働者も除く。ただし、イ)又はウ)の者でも、一般の労働者と同じように勤 務し、同じ給与規則によって給与を受けている工場長などのような場合は常用労働者に含める。

ア) 事業主、社長 イ) 理事、取締役などの役員 ウ) 家族従業員

「賃金の改定」

すべて若しくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給(定昇)、ベースアップ(ベア)、 諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含む。(下図参照)

賃金の改定

◆ 賃金表(注1)の改定

(増額)ベースアップ(ベア)

賃金表(注1)の改定により賃金水準を引き上げること

(減額)ベースダウン

賃金表(注1)の改定により賃金水準を引き下げること

◆ 定期昇給(定昇)

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、 一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほかに、能 力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

◆ 諸手当の改定

能率手当、生産手当

役付手当、特殊勤務手当

技能手当、技術手当

家族手当、扶養手当

通勤手当、住宅手当

その他の手当

なお、時間外・休日手当及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の 特別手当を除く

賃金カット

賃金表(注1)等を変えずに、ある一定期間につき、一時的に賃金を減額すること

➤ これらにより、賃金の改定を実施した結果

改定前との差額(1人平均所定内賃金(注2))が

プラスの場合

→ 1人平均賃金を引き上げた・引き上げる

ゼロ又はマイナスの場合 ―― 1人平均賃金を引き下げた・引き下げる

(注1)賃金表: 学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まって いるかを表にしたもの。

(注2)所定内賃金: 所定労働時間に対して支払われるものであり、時間外・休日手当 及び深夜手当等の割増手当や慶弔手当等の特別手当を含まない。

「定期昇給(定昇)」

あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほかに、能力、業績評価に基づく昇給があり、毎年時期を定めて査定を行っている場合も含む。

「ベースアップ(ベア)」「ベースダウン」

賃金表の改定により賃金水準を引き上げる、又は引き下げることをいう。

「賃金カット」

賃金表等を変えずに、ある一定の期間につき、一時的に賃金(基本給、諸手当)を減額する ことをいう。なお、役員報酬のカットを含まない。

「個別賃金方式」

学歴、年齢、勤続年数、職種、熟練度等の種々の条件について、特定の属性を設定した労働者、例えば「高校卒、35歳、勤続17年」について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

「平均賃上げ方式」

労働者1人平均(基準)賃金について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

「業績連動式」

一定のシステムや算定式に基づき、部門・企業全体などの組織の業績や個人の業績に応じて 賞与支給額を決定する方式をいう。

「賃金体系維持」

ベースアップの要求を見送り、定期昇給分(定期昇給制度がない企業では、定期昇給相当分)を確保することをいう。「賃金カーブの維持」ともいう。

定期昇給確保を要求し、具体的な要求額を示さなかった場合のみ該当する。

「1人平均賃金の改定額及び改定率」

1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額及び改定率をいう。諸手当等を含むが、時間外・ 休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない。

「年間臨給状況」

夏(3月から8月、以下同じ)、冬(9月から翌年2月、以下同じ)の賞与(ボーナス)を交渉し、決定する以下の四方式をいう。

各期型・・・・・・その年の夏の賞与交渉においては夏の賞与、冬の賞与交渉においては冬の 賞与をそれぞれ決定する方式

夏冬型・・・・・・夏の賞与交渉の際に、その年の冬の賞与を併せて決定する方式 冬夏型・・・・・・冬の賞与交渉の際に、翌年の夏の賞与を併せて決定する方式 その他・・・・・・上記以外の方式

「1人平均賞与支給額」

全常用労働者の賞与支給額の総和を常用労働者数で除したものをいう。ただし、年俸制の常用労働者は除く。

「1人平均賞与支給月数」

1人平均賞与支給額を1人平均所定内賃金で除したものをいう。

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

全企業について、平成28年中における賃金の改定の実施状況(9~12月予定を含む。)をみると、「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」は86.7%(前年85.4%)、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は0.8%(同1.2%)、「賃金の改定を実施しない」は7.1%(同8.4%)となっている。「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」は前年より上昇し、「1人平均賃金を引き下げた・引き下げる」及び「賃金の改定を実施しない」は前年より低下している。(第1表、付表1)

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

賃金の改定を実施し又は予定している 改定の実施時期 賃金の 改定を 未定6) 年、企業規模·產業 全企業 改定時 賃金を引 賃金を引 小計¹⁾ $1 \sim 8$ $9 \sim 12$ 月及び 実施し 期不明 き上げ ない5) 月のみ³⁾ 月のみ³ $9 \sim 12$ た・引き た・引き 月3) トげる 成 28 年 100.0 87.5 (85.6) 86.7 81.9 0.8 2.5 3.0 0.0 7.1 5.4 5,000人以上 100.0 98.0 (95.8) 96.8 1.2 89.3 3.2 5.5 2.0 1,000~4,999人 100.0 93.9 (90.6) 93.0 86.7 2.3 0.93.7 3.6 3.8 300~ 999人 (91.2) 0.1 100.0 92.7 92.0 0.7 84.2 2.2 6.2 4.0 3.3 100~ 299人 100.0 85.2 (83.4) 84.4 0.8 80.7 2.5 2.0 8.3 6.4 鉱業, 採石業, 砂利採取業 100.0 82.5 (82.5) 82.5 82.5 17.5 建設業 100.0 90.7 (80.9)90.7 80.9 9.8 6. 2 3.1 0.0 3. 2 製造業 100.0 96.2 (95.4) 96.2 91.6 2.2 1.6 1.5 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 100.0 (82.5)100.0 82.5 17.5 情報通信業 100.0 92.9(91.7)92.6 0.3 90.5 1.2 2.3 4.8 1.2 運輸業,郵便業 100.0 81.2 (81.2)81.2 77.8 3.3 6.7 卸売業, 小売業 100.0 86.5 1.3 2. 2 87.8 (85.6)82.0 3.6 7.8 4.4 金融業, 保険業 100.0 90.2 (87.6) 82. 5 82.9 4.3 7.7 3. 0 3.8 6.0 不動産業,物品賃貸業 100.0 95.8 (95.8)94.6 1.2 91.6 2.3 1.9 2.3 1.9 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 87.2 (86.9)86.0 1.2 86.6 0.3 0.3 9.9 2.9 宿泊業,飲食サービス業 100.0 74.9 (73.0)73.4 1.5 67.1 4.9 3.0 12. 1 12.9 生活関連サービス業, 娯楽業 100.0 90.5 (90.5)86.4 77.8 4.2 8.5 4.9 4.7 4. 1 教育, 学習支援業 83.6 (78.8) 4.9 100.0 81.5 74.6 4.2 10.8 5. 5 2.1 医療,福祉 100.0 87.8 (83.4) 87.8 76.2 5. 7 5.3 0.6 7.2 5. 1 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 69.5 (67.2) 68.5 1.0 65.7 2.3 1.5 22. 1 8.4 平 成 27 年 計 100.0 86.6 (85.3) 1.2 81.8 3. 2 0.0 8.4 5. 0 85.4 1.6 5,000人以上 96.6 (96.6) 100.0 96.6 93.3 0.6 2.6 2.9 0.5 0.5 1,000~4,999人 100.0 94.4 (92.0)93.9 89.9 2.6 1.8 0.1 4.6 1.0 300~ 999人 100.0 92.5 (90.9) 91.8 0.7 85.5 2.0 5.0 4.2 3.3 100~ 299人 100.0 84.0 (82.8) 82.6 1.4 79.8 10.1 6.0 鉱業, 採石業, 砂利採取業 100.0 77.8 (77.8) 77.8 22. 2 77.8 7.0 建設業 100.0 89.4 (82.4) 85.9 3.5 78.9 3.5 10.6 製造業 100.0 91.1 (90.9) 91.1 88.5 0.4 2.3 5.4 3.5 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 98.1 (91.7)98.1 91.7 6.5 1.9 情報通信業 100.0 94.5 (93.0) 92.7 1.7 1.9 1.5 91.1 1.5 4.1 運輸業,郵便業 100.0 78.8 (75, 5)78.8 72. 1 3. 3 3. 4 20.2 1.0 卸売業, 小売業 100.0 89 7 (88.8) 86.8 2.9 84 7 0.9 4 2 8.3 1 9 金融業, 保険業 100.0 97.5 (97.5)97.5 87.4 10.1 2.5 不動産業, 物品賃貸業 100.0 (92.9)2.5 2.7 4.9 95.1 92.6 90.1 2.2 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 95.1 92.8 2.3 89.5 3.4 0.3 4.6 宿泊業,飲食サービス業 100.0 (73.6)74.5 71.4 65.5 4.6 7.6 17.9 3.1 4.4 生活関連サービス業、娯楽業 100.0 0.3 81.3 (81.0) 81.3 79.4 1.6 13.05. 7 3.7 教育, 学習支援業 100.0 78.4 (74.7) 75.4 3.0 72.4 2.3 16.3 5.3 100.0 (78.7) 81.5 81.5 66.8 5.6 9.1 8.9 9.6 サービス業(他に分類されないもの) 100.0 75.5 (74.8) 75. 5 72.1 0.7 2.7 13.5 11.0

注: 1) 「小計」の()内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業の割合である。

^{2) 「}改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

^{3) 「1~8}月のみ」とは、1~8月に賃金の改定を実施し、9~12月に賃金の改定を予定しない企業、「9~12月のみ」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月に賃金の改定を予定する企業、「1~8月及び9~12月」とは、1~8月に賃金の改定を実施し、更に9~12月に賃金の改定を予定する企業をいう。

^{4) 「}改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定していて、実施時期が示されていない企業をいう。

^{5) 「}賃金の改定を実施しない」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月にも実施する予定がない企業をいう。

^{6) 「}未定」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

2 賃金の改定額及び改定率

平成28年中に賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、賃金の改定状況(9~12月予定を含む。)をみると、「1人平均賃金の改定額」は5,176円(前年5,282円)、「1人平均賃金の改定率」は1.9%(同1.9%)となっている。

同改定状況について企業規模別にみると、「1人平均賃金の改定額」は、5,000人以上の企業で5,683円(同7,248円)、1,000~4,999人で5,434円(同5,999円)、300~999人で5,319円(同4,633円)、100~299人で4,482円(同3,947円)となっている。「1人平均賃金の改定率」は、5,000人以上の企業で1.9%(同2.2%)、1,000~4,999人で1.8%(同2.0%)、300~999人で2.0%(同1.8%)100~299人で1.8%(同1.6%)となっている。(第2表、付表2)

第2表 企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

	1人平均賃金の	改定額 ¹⁾ (円)	1人平均賃金の改定率 ¹⁾ (%)			
企業規模・産業	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年		
計	5, 176	5, 282	1. 9	1. 9		
5,000人以上	5, 683	7, 248	1. 9	2. 2		
1,000 ~ 4,999人	5, 434	5, 999	1.8	2. 0		
300 ~ 999人	5, 319	4,633	2.0	1.8		
100 ~ 299人	4, 482	3, 947	1.8	1.6		
鉱業,採石業,砂利採取業	6, 527	5, 561	1.7	1. 7		
建設業	7, 986	7, 370	2. 4	2. 2		
製造業	5, 667	5, 980	2.0	2.0		
電気・ガス・熱供給・水道業	5, 271	4, 605	1.6	1. 5		
情報通信業	5, 986	5, 213	2.0	1.8		
運輸業,郵便業	4, 121	3, 652	1.7	1. 4		
卸売業,小売業	5, 008	4, 542	1. 9	1.7		
金融業,保険業	2, 494	7, 603	0.7	2. 1		
不動産業,物品賃貸業	6, 822	6, 381	2. 3	2. 2		
学術研究,専門・技術サービス業	5, 054	5, 545	1. 7	1.8		
宿泊業、飲食サービス業	3, 970	4, 415	1. 7	1.8		
生活関連サービス業,娯楽業	3, 881	3, 669	1. 7	1. 5		
教育,学習支援業	5, 372	3,608	2. 4	1. 3		
医療,福祉	3, 966	3, 755	1.9	1.8		
サービス業 (他に分類されないもの)	3, 371	4, 588	1.5	2. 2		

注: 賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について の数値である。

^{1) 1}人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額及び改定率である。

3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

(1) 定期昇給制度の有無及び実施状況

平成28年中に賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、管理職の定期昇給(以下「定昇」という。)制度の有無をみると、「定昇制度あり」が73.9%(前年76.3%)、「定昇制度なし」が24.1%(同22.7%)となっている。「定昇制度あり」の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」が68.1%(同69.9%)、「行わなかった・行わない」が5.0%(同6.1%)となっている。

一方、一般職では、「定昇制度あり」が82.2% (同83.1%)、「定昇制度なし」が16.1% (同16.5%)となっている。「定昇制度あり」の定昇の実施状況をみると、「行った・行う」が78.4% (同77.6%)、「行わなかった・行わない」が3.3% (同5.5%)となっている。

企業規模別にみると、「定昇制度あり」の割合が最も高いのは、管理職は300~999人規模、一般職は1,000~4,999人規模で、「行わなかった・行わない」の割合が最も高いのは、管理職、一般職ともに100~299人規模となっている。(第3表、付表5)

第3表 企業規模・産業、管理職ー一般職、定期昇給制度の有無、 定期昇給の実施状況別企業割合

	1				hthr wi	n 1966					Á	设 職	(単位	(%)
					管 玛	職			一般軍					
	賃金の改定を	シ実施し		定昇	の実施ង	大況				定昇	の実施ង	犬況		
年、企業規模・産業	又は予定している企業及び賃金の改定を 実施しない企業 ¹⁾		定昇 制度 あり	行った ・ 行う	行わな かった ・行わ ない	延期 した	定昇 制度 なし	不明	定昇 制度 あり	行った ・ 行う	行わな かった ・行わ ない	延期 した	定昇 制度 なし	不明
平 成 28 年				<u>-</u>						•				
計	[94.6]	100.0	73. 9	68. 1	5. 0	0.8	24. 1	2.0	82. 2	78.4	3. 3	0.5	16. 1	1. 7
5,000人以上	[100.0]	100.0	66. 6	64. 8	1.8	_	31.0	2. 4	87.8	87.4	0.4	-	11.6	0.6
1,000~4,999人	[97. 7]	100.0	75. 2	71. 9	3. 3	_	23.8	1.0	90.0	88.2	1.9	-	8.9	1. 1
300~ 999人	[96. 7]	100.0	77. 3	72. 0	4.7	0.6	20.1	2.6	85. 9	83.9	2.0	0.1	12. 1	2.0
100~ 299人	[93.6]	100.0	72. 9	66. 6	5. 4	1.0	25. 2	1.8	80. 3	75. 7	3. 9	0.7	18.0	1. 7
鉱業,採石業,砂利採取業	[100. 0]	100.0	73. 0	63. 5	9. 5	-	27.0	-	92. 1	82. 5	9. 5	-	7. 9	_
建設業	[93.8]	100.0	77. 5	73. 4	4. 1	-	19. 2	3. 3	92. 4	92.4	=	-	4. 3	3. 3
製造業	[98.4]	100.0	78.8	76. 9	1. 9	-	20.3	0.9	88. 2	87.8	0.4	=	11.3	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	64. 3	64. 3	-	-	35. 7	-	89.6	89.6	-	-	10.4	-
情報通信業	[95. 2]	100.0	77.0	75. 3	1.3	0.4	22.9	0.1	86. 7	85.6	0.8	0.4	13.0	0.3
運輸業,郵便業	[87.8]	100.0	62.0	50.0	10.7	1. 3	34.8	3. 2	73. 3	67.0	6.3	-	23. 5	3. 2
卸売業,小売業	[95.6]	100.0	77. 1	70.0	6.0	1. 1	19. 9	3. 0	82.6	77.0	4. 5	1. 1	13.8	3. 6
金融業,保険業	[94.0]	100.0	57. 4	56.0	1.4	-	42.6	-	74. 3	74. 3	=	-	25. 7	-
不動産業,物品賃貸業	[98.1]	100.0	86. 9	86. 9	-	-	13. 1	-	95.8	95.5	0.3	-	4. 2	-
学術研究,専門・技術サービス業	[97.1]	100.0	75. 4	66. 4	8.9	-	24. 6	-	88. 1	82.1	6.0	-	11. 9	-
宿泊業,飲食サービス業	[87.1]	100.0	62. 1	53. 6	6.0	2. 5	37.0	0.9	71. 7	64.6	6.3	0.8	27. 4	0.9
生活関連サービス業,娯楽業	[95.1]	100.0	73. 1	63.6	9.5	-	26.4	0.5	82.3	73.8	8.4	-	17. 2	0.5
教育,学習支援業	[94.5]	100.0	74. 1	64. 1	5.6	4. 4	22.5	3.4	76. 7	68.1	6.3	2. 2	18.5	4. 9
医療,福祉	[94.9]	100.0	82.6	75. 9	5. 4	1. 3	14.8	2.7	83. 7	81.6	2.0	-	13. 7	2. 7
サービス業 (他に分類されないもの)	[91.6]	100.0	64. 1	54. 1	7. 9	2. 1	31. 9	3. 9	66. 4	58. 1	6. 2	2. 1	32. 3	1. 3
平 成 27 年														
計	[95.0]	100.0	76. 3	69. 9	6. 1	0.4	22.7	0.9	83. 1	77.6	5. 5	0. 1	16. 5	0.4
5,000人以上	[99.5]	100.0	65. 5	62. 5	2. 5	0.5	34. 1	0.5	89. 3	88.6	0.7	-	10.7	-
1,000~4,999人	[99.0]	100.0	76. 6	70. 5	6. 1	-	22.4	1.0	89.8	87.0	2.8	-	9.8	0.4
300~ 999人	[96.7]	100.0	73.6	68. 7	4.2	0.6	26. 3	0.1	80. 3	78.4	2.0	-	19.6	0. 1
100~ 299人	[94.0]	100.0	77.4	70.3	6. 7	0.4	21.5	1.2	83. 3	76. 3	6.9	0.1	16. 2	0.5

注: 1) [] 内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

(2) 定期昇給制度とベースアップ等の区別の有無及び実施状況

賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち、「定期昇給制度がある企業」について、ベースアップ(以下「ベア」という。)等の実施状況をみると、「定昇とベア等の区別あり」は、管理職で57.8%(前年58.5%)、一般職で58.9%(同61.2%)となっている。うち「ベアを行った・行う」は、管理職で17.8%(同20.5%)、一般職で23.3%(同25.0%)となっている。(第4表、付表8)

第4表 企業規模・産業、管理職一一般職、定期昇給制度とベア等の実施状況別企業割合

							(単位	ኒ %)
				管 理	職			
					- 111	15.3		
		at at order to the	定昇とべ	べて	ア等の実施		定昇とべ	
年、企業規模・産業	定期昇給		ア等の区	ベアを	ベアを行	ベースダ	ア等の区	不明
	ある企	業」	別あり	行った・	わなかっ	ウンを	別なし	1 /1
			7,1000	行う	た・行わ		731.40	
T 4 00 F				1.0 /	ない	行う		
平成 28 年	(50.0)	400.0		45.0			40.0	
計·	[73. 9]	100.0	57.8	17.8			40.0	2. 2
5,000人以上	[66. 6]	100.0	79. 6	30. 2			19.6	0.8
1,000~4,999人	(75. 2)	100.0	78. 2	29. 2			19. 4	2. 4
300~ 999人	(77. 3)	100.0	72. 0	16. 5			26.8	1. 3
100~ 299人	[72. 9]	100.0	51. 1	16. 9	34. 2	-	46. 4	2. 5
企业 拉工业 动利拉斯 亚	[70.0]	100.0	07.0	10.0	79.0		10.0	
鉱業,採石業,砂利採取業	(73. 0)	100.0	87. 0	13. 0			13. 0	_
建設業	(77. 5)	100.0	80. 1	25. 0			19. 9	-
製造業	(78. 8)	100.0	55. 8	18. 9			40. 1	4. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	[64. 3]	100.0	54. 3	4. 4			45. 7	-
情報通信業	[77. 0]	100.0	68. 9	17. 2			27.8	3. 3
運輸業,郵便業	[62. 0]	100.0	56. 9	14. 8			43. 1	_
卸売業, 小売業	[77. 1]	100.0	52. 1	15. 3			46.8	1. 1
金融業,保険業	[57. 4]	100.0	99. 2	7. 7			0.8	
不動産業,物品賃貸業	[86. 9]	100.0	67. 2	20. 3			31. 3	1. 4
学術研究、専門・技術サービス業	(75. 4)	100.0	84. 7	26. 6			9.8	5. 6
宿泊業、飲食サービス業	[62. 1]	100.0	45. 3	17. 5			52.0	2. 7
生活関連サービス業、娯楽業	[73. 1]	100.0	47.8	23. 2			52. 2	-
教育, 学習支援業	[74. 1]	100.0	52. 2	8. 7			47.8	-
医療,福祉	[82. 6]	100.0	54. 3				44. 9	0.8
サービス業 (他に分類されないもの)	[64. 1]	100.0	61. 2	15. 5	45. 6	-	37. 1	1. 7
平 成 27 年	[76. 3]	100.0	58. 5	20. 5	37.8	0.2	39. 2	2. 3
				一般	職			
	Iba E	Had when N S	定星とべ	べて	ア等の実施		定星とべ	
年、企業規模・産業	定期昇給		定昇とべ ア等の区		ベアを行	ベースダ	定昇とべ ア等の区	不明
年、企業規模・産業	定期昇給 ある企		定昇とべ ア等の区 別あり	ベアを	ベアを行 わなかっ	ベースダ ウンを	定昇とべ ア等の区 別なし	不明
年、企業規模・産業			ア等の区		ベアを行 わなかっ た・行わ	ベースダ ウンを 行った・	ア等の区	不明
			ア等の区	ベアを 行った・	ベアを行 わなかっ	ベースダ ウンを	ア等の区	不明
平成 28 年	ある企	業 ¹⁾	ア等の区別あり	ベアを 行った・ 行う	ベアを行 わなかっ た・行わ ない	ベースダ ウンを 行った・ 行う	ア等の区別なし	
平成28年計	ある企 [82. 2]	業 ¹⁾ 100. 0	ア等の区 別あり 58.9	ベアを 行った・ 行う	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4	ベースダ ウンを 行った・ 行う	ア等の区 別なし 37.7	3. 4
平成28年計5,000人以上	ある企 [82. 2] [87. 8]	業 ¹⁾ 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2	ベースダ ウンを 行った・ 行う	ア等の区 別なし 37.7 13.6	3. 4 1. 0
平成28年 計 5,000人以上 1,000~4,999人	ある企 [82. 2] [87. 8] [90. 0]	業 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8	3. 4 1. 0 3. 2
平成28年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人	ある企 [82. 2] [87. 8] [90. 0] [85. 9]	第 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6
平成28年 計 5,000人以上 1,000~4,999人	ある企 [82. 2] [87. 8] [90. 0]	業 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8	3. 4 1. 0 3. 2
平 成 28 年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人	ある企 [82. 2] [87. 8] [90. 0] [85. 9]	第 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6
平 成 28 年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3]	業 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6
平 成 28 年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3] [92.1] [92.4]	第 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8
平 成 28 年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3] [92.1] [92.4] [88.2]	第 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8
平成 28 年 計5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3] [92.1] [92.4] [88.2] [89.6]	第 ¹⁾ 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8
平成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3] [92.1] [92.4] [88.2] [89.6] [86.7]	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4
平 成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3] [92.1] [92.4] [88.2] [89.6] [86.7] [73.3]	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 727.7 6.3 24.4 24.4	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3
平 成 28 年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3] [92.1] [92.4] [88.2] [89.6] [86.7] (73.3] [82.6]	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 24.4 16.1	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 - -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3 1. 3
平 成 28 年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業	ある企 [82.2] [87.8] [90.0] [85.9] [80.3] [92.1] [92.4] [88.2] [89.6] [86.7] [73.3] [82.6] [74.3]	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 16.1 18.9	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1 71.9	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 - - -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2	3. 4 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6 8 - 3. 4 4. 3 1. 3 -
平 成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業 動売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業	(82.2) (87.8) (90.0) (85.9) (80.3) (92.1) (92.4) (88.2) (89.6) (86.7) (73.3) (82.6) (74.3) (95.8)	100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8 70.0	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 24.4 16.1 18.9 22.9	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1 71.9 47.1	ベースダ ウンを・ 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 - - - -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2 29.1	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3 1. 3 - 0. 9
平 成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 戦造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業	82. 2] (87. 8) (90. 0) (85. 9) (80. 3) (92. 1) (92. 4) (88. 2) (89. 6) (86. 7) (73. 3) (82. 6) (74. 3) (95. 8) (88. 1)	100. 0 100. 0	ア等の区別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8 70.0 88.8	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 24.4 16.1 18.9 22.9 34.1	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1 71.9 47.1 54.8	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 - - -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2 29.1 9.7	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3 1. 3 - 0. 9 1. 4
平 成 28 年 計 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融産業,保険業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業	ある企 (82.2) (87.8) (90.0) (85.9) (80.3) (92.1) (92.4) (88.2) (89.6) (86.7) (73.3) (82.6) (74.3) (95.8) (88.1) (71.7)	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	ア等の区別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8 70.0 88.8 53.5	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 16.1 18.9 22.9 34.1 21.7	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1 947.1 54.8 31.4	ベースダ ウンを 行った・ 行う 0.1 - 0.2 0.6 - - - 0.4 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2 29.1 9.7 45.3	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3 1. 3 - 0. 9 1. 4 1. 3
平 成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,外売業 金融業、保免業 不動産業,特品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業,娯楽業	ある企 [82, 2] [87, 8] [90, 0] [85, 9] [80, 3] [92, 1] [92, 4] [88, 2] [89, 6] [86, 7] [73, 3] [82, 6] [74, 3] [95, 8] [88, 1] [71, 7] [82, 3]	100. 0 100. 0	ア等の区別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8 70.0 88.8 53.5 44.3	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 16.1 18.9 22.9 34.1 21.7 23.2	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1 71.9 47.1 54.8 31.4 21.0	ベースダ ウンを 行った・ 行った・ 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	ア等の区別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2 29.1 9.7 45.3 55.1	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3 1. 3 - 0. 9 1. 4 1. 3 0. 6
平 成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業 不動産業,物島賃貸業 学術研究,負サービス業 宿泊業,飲予一ビス業 生活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業	ある企 (82.2] (87.8] (90.0) (85.9) (80.3] (92.1] (92.4] (88.2) (89.6) (86.7) (73.3) (82.6) (74.3) (95.8) (88.1) (71.7) (82.3) (76.7)	100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8 70.0 88.8 53.5 44.3	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 16.1 18.9 22.9 34.1 21.7 23.2 14.2	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 69.0 44.6 27.9 35.1 71.9 47.1 54.8 31.4 21.0 41.0	ベースダ ウンを 行った・ 行った・ 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2 29.1 1 9.7 45.3 55.1 43.3	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3 1. 3 - 0. 9 1. 4
平 成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,外売業 金融業、保免業 不動産業,特品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業,娯楽業	ある企 [82, 2] [87, 8] [90, 0] [85, 9] [80, 3] [92, 1] [92, 4] [88, 2] [89, 6] [86, 7] [73, 3] [82, 6] [74, 3] [95, 8] [88, 1] [71, 7] [82, 3]	100. 0 100. 0	ア等の区 別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8 70.0 88.8 53.5 44.3	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 16.1 18.9 22.9 34.1 21.7 23.2	ベアを行 わなかっ た・行わ ない 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1 71.9 47.1 54.8 31.4 21.0 41.0 36.0	ベースダ ウンを 行った・ 行った・ 0.1 - 0.2 0.6 - 0.4 - - - 0.3 - -	ア等の区別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2 29.1 9.7 45.3 55.1	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 - 2. 8 6. 8 - 3. 4 4. 3 1. 3 - 0. 9 1. 4 4. 3 0. 6 1. 5
平 成 28 年 5,000人以上 1,000~4,999人 300~ 999人 100~ 299人 鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技ス業 宿泊関連サービス業 宿泊関連サービス業 宿泊関連サービス業 な治関博・サービス業 を活業 大大ス業 と活満関連サービス業 を廃 、学習支援業 医療,福祉	(82.2) (87.8) (90.0) (85.9) (80.3) (92.1) (92.4) (88.2) (89.6) (74.3) (82.6) (74.3) (95.8) (88.1) (71.7) (82.3) (76.7) (83.7)	100. 0 100. 0	ア等の区別あり 58.9 85.4 79.0 73.0 51.8 100.0 76.9 59.2 67.2 69.0 52.4 51.2 90.8 70.0 88.8 53.5 44.3 55.3 60.8	ベアを 行った・ 行う 23.3 48.2 40.0 26.9 20.0 31.0 28.7 27.7 6.3 24.4 16.1 18.9 22.9 34.1 21.7 23.2 14.2 11.2	ベアを行 わなかっ た・行わ 35.4 37.2 38.7 45.5 31.8 69.0 48.2 31.1 60.9 44.6 27.9 35.1 71.9 47.1 54.8 31.4 21.0 36.0 39.6	ベースダ ウンを・ 行った・ 行った・ 0.1 - 0.2 0.6 - - 0.4 - - - 0.3 - - -	ア等の区 別なし 37.7 13.6 17.8 24.3 44.4 - 20.3 34.0 32.8 27.6 43.3 47.5 9.2 29.1 9.7 45.3 55.1 43.3 44.6	3. 4 1. 0 3. 2 2. 6 3. 8 2. 8 6. 8 3. 4 4. 3 1. 3 0. 9 1. 4 1. 3 3 0. 6 6 1. 5

注: 1) []内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

4 賃金カットの実施状況

(1) 賃金カットの対象者

賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業のうち、平成28年中に賃金カットを実施し又は予定している企業は10.7% (前年9.5%) となっている。これらについて、その対象者別にみると、「管理職のみ」は40.3% (同28.1%)、「一般職のみ」は17.4% (同11.7%)、「一般職一部」と「管理職一部」は35.8% (同39.8%)、「一般職全員」と「管理職全員」は2.4% (同12.2%) となっている。(第5表、付表9)

															(単位	: %)
			管理職の	のみ		一般職	のみ		管理職	と一般罪	栈					
年、企業規模	賃金カッ 施し又は									一般職	一部		一般職	全員		不明
TV EXMIN	ている企			一部	全員		一部	全員			管理職 一部	管理職 全員		管理職 一部	管理職 全員	L
平 成 28 年																
計	[10.7]	100.0	40.3	30. 2	10.1	17.4	17. 4	-	40.5	38. 1	35.8	2.3	2.4	-	2.4	1.9
5,000 人 以 上	[5.9]	100.0	9. 2	-	9. 2	7.0	7.0	-	83.8	70.1	70.1	-	13.7	-	13.7	-
1,000~4,999人	[8.4]	100.0	43.9	36.8	7. 1	0.9	0.9	-	53.9	39. 1	39. 1	-	14.8	-	14.8	1.4
300~ 999人	[10.6]	100.0	15.8	12. 2	3. 7	19.8	19.8	-	57.6	52.5	42.1	10.3	5.2	-	5. 2	6.7
100~ 299人	[11.1]	100.0	47.7	35. 4	12.3	17. 9	17. 9	-	33.9	33. 4	33. 4	-	0.6	-	0.6	0.5
平 成 27 年																
計	[9.5]	100.0	28. 1	15.7	12.4	11.7	11.3	0.5	57.8	45.5	39.8	5.7	12.3	0.1	12.2	2.4
5,000 人 以 上	[4.5]	100.0	21.6	21.6	-	24.6	24.6	-	53.8	40.0	40.0	-	13.8	13.8	-	-
1,000~4,999人	[8.3]	100.0	9.2	9.2	-	10.3	10.3	-	75.3	73.3	71.0	2.3	2.0	-	2.0	5. 1
300~ 999人	[10.0]	100.0	30. 1	25. 2	4.8	4. 5	2.6	1.9	65.4	60.9	56.0	5.0	4.5	-	4.5	-
100~ 299人	[9.6]	100.0	29.0	12.7	16. 3	14. 4	14. 4	-	53.6	37.7	31.5	6.3	15. 9	-	15. 9	3. 1

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

(2) 賃金カットの内容

賃金カットを実施し又は予定している企業について、対象者別に賃金カットの内容をみると、管理職では、「基本給のみ減額」が、管理職の「一部」で34.5%(前年35.8%)、管理職の「全員」で9.5%(同27.5%)と最も多くなっている。

また、一般職については、「基本給のみ減額」が、一般職の「一部」で37.5%(同38.8%)と最も多くなっているが、一般職の「全員」では「諸手当のみ減額」が1.3%(同1.7%)と最も多くなっている。(第6 表)

第6表 企業規模、管理職ー一般職、賃金カットの内容別企業割合

										(単	位 %)
			管理職の	り賃金カッ		-free				-	
	賃金カット					部			全	員	
年、企業規模	又は予定し [*] 業 ¹⁾		計	基本給のみ減額	諸手当の み減額	基本給、 諸手当と も減額	不明	基本給の み減額	諸手当の み減額	基本給、 諸手当と も減額	不明
平 成 28 年					•						
計	[10.7]	100.0	80.8	34. 5	17.7	13.8	-	9.5	1.6	3.6	-
5,000人以上	[5.9]	100.0	93.0	54.0	7.0	9. 2	-	22.9	-	-	-
1,000~4,999人	[8.4]	100.0	99. 1	46. 1	29.0	2. 2	-	15.4	-	6.5	-
300~ 999人	[10.6]	100.0	73.5	30.2	14.5	9.6	-	8.8	3.7	6.7	-
100~ 299人	[11.1]	100.0	81.6	34.8	17. 9	16.0	-	9.2	1.1	2.5	-
平 成 27 年	[9.5]	100.0	86. 1	35.8	5.9	13. 9	0.2	27.5	2.8	-	-
			一般職の	の賃金カッ	トの内容						
	賃金カットを	を実施し			_	部			全	員	
年、企業規模	又は予定し [*] 業 ¹⁾		計	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、 諸手当と も減額	不明	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、 諸手当と も減額	不明
平 成 28 年											
計	[10.7]	100.0	59.5	37.5	7.7	11.8	-	0.4	1.3	0.7	-
5,000人以上	[5.9]	100.0	90.8	61.0	7.0	9. 2	-	-	13.7	-	-
1,000~4,999人	[8.4]	100.0	54. 7	32.0	5. 7	2. 2	-	8.0	1.6	5.1	-
300~ 999人	[10.6]	100.0	83.3	48.5	7.6	22. 1	-	-	5.2	-	-
100~ 299人	[11.1]	100.0	52. 3	34. 4	7. 9	9.4	-	-	-	0.6	-
平 成 27 年	[9.5]	100.0	69. 5	38.8	7. 1	10.7	0.2	10.5	1.7	0.5	-

注: 1) []内は、賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。 なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

注: 1) []内は、賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。 なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

5 賃金の改定事情

平成28年中に賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」が51.4%(前年52.6%)と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、「労働力の確保・定着」が11.0%(同6.8%)、次いで、「親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向」が5.9%(同5.4%)となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。(第7表、付表11)

第7表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

												(単位	立 %)
						賃金のi	改定の決定に	こ当たり最も	ら重視した要	素			
年、企業規模	賃金の改定 し又は予定 て額も決定 る企業	してい してい	企業の業績	世間相場	雇用の 維持	労働力の 確保・定着	物価の 動向	労使関係 の安定	親会社又は 関連(グル ープ)会社 の改定の 動向	前年度の 改定実績	その他	重視した 要素は ない	不明
平 成 28 年													
計	[85.6]	100.0	51.4	4.2	4.6	11.0	0.2	1.6	5.9	2. 7	0.9	15. 7	1.8
5,000 人 以 上	[95.8]	100.0	54.7	5.6	1.9	5.6	0.8	5. 2	4.0	0.8	3.5	14.6	3. 3
1,000 ~ 4,999 人	[90.6]	100.0	52.1	7.3	3.0	6.9	-	3. 7	7. 2	1.6	2.1	15. 1	1. 1
300~ 999人	[91.2]	100.0	51.8	5.8	3.6	9.4	0.5	1.5	5.4	2.4	1.4	16. 9	1. 1
100~ 299 人	[83.4]	100.0	51.1	3.4	5.2	12.0	0.0	1.4	6.0	2. 9	0.5	15. 4	2. 1
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	60.9	20.2	25. 1	35.4	1.9	13. 4	13. 5	18. 5	1.6	15. 7	1.8
平 成 27 年													
計	[85.3]	100.0	52.6	3.6	5.0	6.8	0.3	2.6	5.4	4. 4	3.0	15.0	1.4
5,000 人 以 上	[96.6]	100.0	56.0	8.4	2.5	6.8	2.1	5. 5	2.9	0.5	3.8	9.6	1. 9
1,000 ~ 4,999 人	[92.0]	100.0	50.5	8.3	3.3	7.2	1.5	2.2	6.3	1. 3	2.5	15. 5	1.4
300~ 999人	[90.9]	100.0	51.6	6.3	2.7	7.9	-	2.8	5. 7	3. 6	1.0	18.0	0.5
100~ 299 人	[82.8]	100.0	53.1	2.2	5.9	6.4	0.3	2.5	5. 3	5.0	3.7	14.0	1.6
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	63.9	23.4	23.4	30.7	5.4	13. 3	12. 3	17. 7	3.7	15. 0	1.4

注:1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業の割合である。

^{2) 「}複数回答計」は、その要素を重視した企業(最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による)の割合である。

6 労働組合からの賃上げ要求状況

(1) 賃上げ要求交渉

労働組合のある企業について、平成28年の労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上げ要求交渉があった企業」が79.8%(前年79.8%)、「賃上げ要求交渉がなかった企業」が20.1%(同19.6%)となっている(第8表、付表18)。

第8表 企業規模・産業、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

	1					(単位 %)
年、企業規模・産業	労働組合の数	5る企業 ¹⁾	賃上げ要求交渉 があった企業	賃上げ要求交渉 がなかった企業	不明	労働組合のない 企業 ¹⁾
平成 28 年						
計	[28. 2]	100.0	79.8	20. 1	0.0	[71.8]
5,000人以上	[80. 5]	100.0	81. 1	17. 9	1.0	[19. 5]
1,000 ~ 4,999人	[61.7]	100.0	81. 9	18. 1	-	[38. 3]
300 ~ 999人	[34. 1]	100.0	82. 6	17. 4	-	[65. 9]
100 ~ 299人	[22.7]	100.0	78. 1	21. 9	-	[77. 3]
鉱業,採石業,砂利採取業	[25. 4]	100.0	100.0	_	-	[74. 6]
建設業	[29. 5]	100.0	53. 4	46. 6	-	[70.5]
製造業	[38. 8]	100.0	81.6	18.3	0.1	[61. 2]
電気・ガス・熱供給・水道業	[51. 9]	100.0	76. 6	23. 4	-	[48. 1]
情報通信業	[28. 7]	100.0	92. 1	7. 9	-	(71.3)
運輸業, 郵便業	[48.6]	100.0	78.8	21. 2	-	[51. 4]
卸売業, 小売業	[25.6]	100.0	85. 5	14. 5	-	(74.4)
金融業,保険業	[55. 3]	100.0	44. 9	55. 1	-	[44.7]
不動産業,物品賃貸業	[15.9]	100.0	98. 3	1. 7	-	[84.1]
学術研究,専門・技術サービス業	[35. 2]	100.0	64. 3	35. 7	-	[64.8]
宿泊業,飲食サービス業	[13. 1]	100.0	79. 1	20.9	-	[86.9]
生活関連サービス業, 娯楽業	[5.4]	100.0	84. 7	15. 3	-	[94. 6]
教育, 学習支援業	[11.9]	100.0	55. 6	44. 4	-	[88. 1]
医療, 福祉	[2.5]	100.0	84. 0	16.0	-	(97.5)
サービス業 (他に分類されないもの)	[7.9]	100.0	89. 1	10. 9	-	[92. 1]
平成 27 年						
計	[32. 5]	100.0	79.8	19. 6	0.6	[67. 5]
5,000人以上	[79. 6]	100.0	82.0	18.0	-	[20.4]
1,000 ~ 4,999人	[61. 8]	100.0	81. 3	18. 4	0.3	[38. 2]
300 ~ 999人	[42. 4]	100.0	80.6	19. 4	-	[57.6]
100 ~ 299人	[26. 3]	100.0	79. 1	20.0	0.9	[73.7]

注: 1) []内は、全企業に占める労働組合のある企業とない企業の割合である。

(2) 要求及び妥結の内容

労働組合のある企業について、平成28年の労働組合からの賃上げ要求の内容をみると、『要求 内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業』が61.9%(前年63.3%)、『要求内容が「賃 金体系維持」であった企業』が16.1%(同 14.6%)となっている。

また、妥結内容では、『要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業』の「具体的な 賃上げ額を回答」は82.1%(同84.4%)、『要求内容が「賃金体系維持」であった企業』の「賃 金体系維持」は60.6%(同93.5%)となっている。(第9表)

第9表 企業規模、労働組合からの賃上げ要求内容、妥結内容別企業割合

	Γ											<u>(</u>)	単位 %)
	要求内容が「具	体的な					₹	系結の内容 ²)				
年、企業規模	賃上げ額を要求 た企業 ¹⁾		妥結し	た ²⁾	具体的な 賃上げ額 を回答	具体 賃下 を回	げ額	賃金 体系 維持	定を	:の改 :行わ :い			妥結していない3)
平 成 28 年													
計	[61.9]	100.0	98. 5	(100.0)	(82.1)	(-)	(10.2)	(2. 6)	(5. 1)	1. 5
5,000 人 以 上	[71.8]	100.0	97. 2	(100.0)	(86.7)	(-)	(10.5)	(2. 1)	(0.7)	2.8
1,000 ~ 4,999 人	[68.9]	100.0	98. 4	(100.0)	(80.3)	(-)	(16.4)	(2.4)	(0.9)	1.6
300~ 999 人	[63.7]	100.0	96.8	(100.0)	(91.1)	(-)	(7.8)	(1. 1)	(-)	3. 2
100 ~ 299 人	[58.9]	100.0	99. 4	(100.0)	(78.3)	(-)	(9.6)	(3. 3)	(8.9)	0.6
平 成 27 年													
計	[63. 3]	100.0	97. 5	(100.0)	(84.4)	(-)	(9.0)	(3. 5)	(3. 1)	2. 5
5,000 人 以 上	[74. 4]	100.0	100.0	(100.0)	(91.7)	(-)	(6.7)	(0.8)	(0.8)	_
1,000 ~ 4,999 人	[64.9]	100.0	96. 5	(100.0)	(83.8)	(-)	(9.8)	(2. 2)	(4.3)	3. 5
300~ 999 人	[68.1]	100.0	97. 1	(100.0)	(83.1)	(-)	(9.2)	(3. 7)	(4. 1)	2. 9
100 ~ 299 人	[60.1]	100.0	97. 9	(100.0)	(84.8)	(-)	(8.9)	(3.8)	(2.5)	2. 1
	要求内容が「賃	会体区					₹	系結の内容 ²)				で仕して
年、企業規模	維持」であった		妥結し	た2)	具体的な 賃上げ額 を回答	具体 賃下 を回	げ額	賃金 体系 維持	定を	:の改 :行わ :い	不	明	妥結して いない ₃₎
平 成 28 年							1						
計	[16. 1]	100.0	99. 2	(100.0)	(36.8)	(-)	(60.6)	(1. 4)	(1. 1)	0.8
5,000 人 以 上	[7.0]	100.0	89. 1	(100.0)	(12.2)	(-)	(87.8)	(-)	(-)	10.9
1,000 ~ 4,999 人	[9.2]	100.0	100.0	(100.0)	(30.4)	(-)	(68.5)	(1. 1)	(-)	-
300~ 999人	[16.6]	100.0	97.6	(100.0)	(15.0)	(-)	(85.0)	(-)	(-)	2. 4
100 ~ 299 人	[17.9]	100.0	100.0	(100.0)	(46.6)	(-)	(49.6)	(2.0)	(1.7)	-
平 成 27 年													
計	[14.6]	100.0	91.3	(100.0)	(4.1)	(-)	(93.5)	(0.2)	(2.2)	8. 7
5,000 人以上	[5.2]	100.0	100.0	(100.0)	(37.2)	(-)	(50.2)	(-)	(12. 6)	-
1,000 ~ 4,999 人	[12.4]	100.0	97. 4	(100.0)	(-)	(-)	(99.0)	(1. 0)	(-)	2.6
300~ 999 人	[10.8]	100.0	79. 6	(100.0)	(14.0)	(-)	(74.8)	(-)	(11. 3)	20. 4
100~ 299 人	[17.3]	100.0	94. 1	(100.0)	(1.6)	(-)	(98.2)	(0.1)	(-)	5. 9

注:1) []内は、労働組合のある企業に占める要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」又は「賃金体系維持」であった企業の割合である。 2) ()内は、妥結した企業に占める割合である。

^{3) 「}妥結していない」には、妥結の有無不明を含む。

7 労働組合からの賞与の要求状況

(1) 年間臨給状況

労働組合のある企業のうち、昨年の冬と今年の夏の「賞与の要求交渉を行った企業」は80.2% (前年 76.4%) である。これらの企業について、年間臨給状況をみると、「夏冬型」が47.3% (同 41.1%) と最も多く、次いで「各期型」が43.1% (同48.9%) となっている。 (第10表)

第10表 企業規模、年間臨給状況別企業割合

(単位 %)

	Mr. 1 15 -1	La Noba D					(単位 70)
年、企業規模	賞与の要求を	_			年間臨給状況		
1、 並未が良	行った企業	業」	各期型	夏冬型	冬夏型	その他	不明
平成 28 年							
計	[80. 2]	100.0	43. 1	47. 3	4.0	5.6	_
5,000人以上	[70. 9]	100.0	27.0	63. 5	5. 2	4.4	-
1,000 ~ 4,999人	[72. 1]	100.0	36. 3	53. 6	5.9	4.2	-
300 ~ 999人	[82. 8]	100.0	42.8	45. 5	3. 7	8.0	-
100 ~ 299人	[81. 4]	100.0	45.4	46. 1	3.6	4.9	-
平成 27 年							
= +	[76. 4]	100.0	48.9	41. 1	3.6	5.2	1.3
5,000人以上	[76. 7]	100.0	30.4	57. 2	4.3	8.2	_
1,000 ~ 4,999人	[76. 7]	100.0	35. 3	46. 7	8.1	8.2	1.8
300 ~ 999人	[77. 2]	100.0	45.0	47. 4	3.0	4.6	-
100 ~ 299人	[76. 0]	100.0	54. 4	36.0	3.0	4.8	1. 9

注: 1) []内は、労働組合のある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

(2) 年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業における賞与要求交渉の状況

労働組合のある企業で、昨年の冬と今年の夏の「賞与の要求交渉を行った企業」のうち、『年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業』についてみると、「昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業」は46.1%(前年 52.3%)、「今年の夏の賞与要求交渉を行った企業」は41.8%(同47.8%)となっている。また、「1人平均賞与要求額」及び「1人平均賞与要求月数」は、昨年の冬の賞与で、それぞれ706,723円(同605,008円)、2.52か月(同2.42か月)となっており、今年の夏の賞与では、それぞれ673,650円(同599,819円)、2.42か月(同2.36か月)となっている。(第11表)

第11表 企業規模別昨年の冬・今年の夏の賞与の要求交渉を行った企業割合、 1人平均賞与要求額及び1人平均賞与要求月数

年、企業規模	賞与の要求 行った① (%)	È業 ¹⁾	年間臨給状 況が「各期 型」又は 「その他」 の企業 ²⁾ (%)	昨年の冬 の賞与夢 求交渉を 行った企 業 ³⁾ (%)	昨年の冬の賞与要求 1 人平均 賞与要求額 (円)	文 交渉の状況 1人平均賞 与要求月数 (月)	今年の夏 の賞与要 求交 行った 業 ⁴⁾ (%)	今年の夏の賞与要: 1 人平均 賞与要求額 (円)	求交渉の状況 1 人平均賞 与要求月数 (月)
平成 28 年									_
計	[80. 2]	100.0	48.7	46.1	706, 723	2. 52	41.8	673,650	2. 42
5,000人以上	[70. 9]	100.0	31. 4	24.6	741, 066	2.74	24.6	717, 136	2.66
1,000 ~ 4,999人	[72. 1]	100.0	40.5	31.8	748, 074	2. 53	30.6	713, 932	2. 53
300 ~ 999人	[82. 8]	100.0	50. 9	48.2	676, 354	2.40	47.5	636, 092	2. 26
100 ~ 299人	[81. 4]	100.0	50. 3	49. 2	604, 863	2. 41	42. 5	545, 177	2. 18
平成 27 年									
計	[76. 4]	100.0	54. 1	52.3	605, 008	2. 42	47.8	599, 819	2. 36
5,000人以上	[76. 7]	100.0	38.6	31.4	667, 934	2. 67	30.8	695, 244	2. 53
1,000 ~ 4,999人	[76. 7]	100.0	43. 5	40.1	619, 639	2. 43	37.6	642,009	2. 50
300 ~ 999人	[77. 2]	100.0	49.6	48.7	590, 659	2. 32	45. 2	582, 411	2. 21
100 ~ 299人	[76. 0]	100.0	59. 1	57. 4	527, 671	2. 29	51. 9	430, 227	2. 16

注:1) []内は、労働組合のある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

^{2) 『}年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業』とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業の割合である。

^{3) 「}昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める昨年の冬の賞与要求額又は要求月数の要求があった 企業の割合である。

^{4) 「}今年の夏の賞与要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める今年の夏の賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

(3) 年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業における賞与要求交渉及び妥結状況 労働組合のある企業で、昨年の冬と今年の夏の「賞与の要求交渉を行った企業」のうち、『年 間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業』についてみると、「年間要求交渉を行った企業」 は49.9%(前年41.5%)で、「1人平均年間賞与要求額」及び「1人平均年間賞与要求月数」は、 それぞれ1,516,084円(同1,486,334円)、5.24か月(同5.24か月)となっている。

また、「妥結した企業」は42.6%(同 39.2%)、「1 人平均年間賞与妥結額」及び「1 人平均年間賞与妥結月数」は、それぞれ1,616,270円(同1,573,846円)、4.89か月(同4.86か月)となっている。(第12表)

第12表 企業規模別年間賞与要求交渉を行った企業、妥結した企業割合、 1人平均年間賞与要求額・要求月数及び1人平均年間賞与妥結額・妥結月数

年、企業規模	賞与の要才 行った1 (%	企業 ¹⁾	年間臨給状況 が「夏冬型」 又は「冬夏 型」の企業 ²⁾ (%)	年間要求交 渉を行った 企業 ³⁾ (%)	要求 1 人平均年間 賞与要求額 (円)	大況 1 人平均年間 賞与要求月数 (月)	妥結した 企業 ⁴⁾ (%)	妥結* 1 人平均年間 賞与妥結額 (円)	大況 1人平均年間 賞与妥結月数 (月)
平成 28 年									
計	[80. 2]	100.0	51. 3	49. 9	1, 516, 084	5. 24	42.6	1,616,270	4.89
5,000人以上	[70.9]	100.0	68.6	56. 7	1, 754, 725	5. 78	54.6	1, 916, 301	5. 21
1,000 ~ 4,999人	[72.1]	100.0	59. 5	55.0	1, 518, 042	5. 10	50. 9	1, 537, 551	4. 96
300 ~ 999人	[82.8]	100.0	49. 1	47. 2	1, 430, 123	4.92	45. 7	1, 335, 283	4. 58
100 ~ 299人	[81.4]	100.0	49. 7	49. 7	1, 031, 180	4.68	38. 9	1, 088, 908	4. 38
平成 27年									
計	[76.4]	100.0	44. 6	41.5	1, 486, 334	5. 24	39. 2	1, 573, 846	4.86
5,000人以上	[76. 7]	100.0	61. 4	54. 4	1, 552, 646	5. 70	52. 9	1, 844, 408	5. 32
1,000 ~ 4,999人	[76. 7]	100.0	54.8	51. 1	1, 579, 656	5.07	50.0	1, 517, 736	4.83
300 ~ 999人	[77. 2]	100.0	50.4	48. 2	1, 378, 660	5.00	45. 6	1, 268, 537	4.62
100 ~ 299人	[76. 0]	100.0	39. 0	35. 6	1, 220, 360	4.70	33. 1	1, 171, 977	4. 27

注:1) [] 内は、労働組合のある企業に占める賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

^{2) 『}年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業』とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業の割合である。

^{3) 「}年間要求交渉を行った企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間賞与要求額又は要求月数の要求があった企業の割合である。

^{4) 「}妥結した企業」とは、賞与の要求交渉を行った企業に占める年間要求交渉を行った企業のうち、年間賞与妥結額又は妥結月数の妥結があった企業の割合である。

付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

(単位 %) 賃金の改定を実施し又は予定している 改定の実施時期²⁾ 賃金の改 1人平均 1人平均 1~8月 未定6) 年 全企業 定を実施 改定時 小計1)7) 賃金を引属金を引 $1 \sim 8 月$ 9~12月 及び しない5) き上げ 期不明 き下げ のみ $^{3)8)}$ のみ $^{3)8)}$ 9~12月 た・引き た・引き 3)8) 上げる 下げる 昭和 57 年 97.6 (...) ... 92.1 100.0 1.1 4.3 1.0 1.4 58 100.0 95.7 (...) . . . 90.8 1.9 3.0 . . . 2.5 1.8 59 100.0 97.5 (...) 92.3 2.0 3.2 . . . 1.4 1.1 100.0 ...) 60 97.0 (91.8 2.0 3.1 1.9 1.1 61 100.0 97.5 93.7 1.7 2. 1 2.0 0.5 62 100.0 96.9 ...) . . . 92.8 1.7 2.4 2. 2 0.9 63 100.0 97.1 (93.9 0.8 2.4 2.2 0.7 平成 元 年 100.0 98.6 (...) 94.8 2.9 1.0 0.8 0.6 2 98.2 (...) . . . 2.7 100.0 94.2 1.3 1.4 0.4 3 100.0 99.0 (...) . . . 95.3 1.5 2.2 0.5 0.5 4 100.0 98.2 (...) . . . 94.9 0.7 2.6 ... 1.1 0.8 5 100.0 94.5 (90.3 2.0 2. 2 3.9 1.6 6 100.0 94.0 (90.9 1.9 1.2 3. 8 2. 2 7 100.0 94.3 (...) 90.6 2.6 4.4 1.3 1.1 8 100.0 (...) 91.4 0.9 94. 1 1.8 4. 5 1.4 9 (...) 100.0 93. 2 90.8 1.8 0.6 5.3 1.5 $10^{7)}$ 100.0 85.6 (84.4)83.7 0.5 1.4 11.1 3.3 11 100.0 80.6 (78.3)76.8 3.8 76.8 1.5 2.2 14.3 5. 1 12 100.0 78.8 (76.7)75.8 2.9 76.0 1.5 1.2 19.1 2.2 100.0 73.8 2. 2 21.3 2.7 13 76.0 (75,0)73.8 1.0 1.3 14 100.0 68.6 (67.4)61.5 7.0 65.5 1.8 1.3 27.1 4.3 15 100.0 69.9 (68.7)62.7 7. 2 67.4 1.3 1.2 24. 1 6.0 16 100.0 (71.6)69.8 3. 4 70.9 0.7 21.4 73.3 1.7 5.3 2.8 17 100.0 76.3 (75.8)73.5 75.0 0.6 0.7 20.3 3.4 77.5 76.8 18 100.0 78.8 (78.3)1.3 1.0 1.0 ... 16.6 4.6 2.1 2 2 19 100.0 84.4 (83, 4) 82.8 1.6 80 6 1.7 13 3 $20^{8)}$ 100.0 77.1 (76.3)74.0 73.2 2 0 1.9 17.6 5.3 21 100.0 74.6 (71.4)61.7 12.9 68.7 3.4 1.3 21.6 3.8 22 100.0 78.6 (77.0)74.1 4.5 74.5 2.0 2.1 17.2 4.3 23 100.0 78.2 (75.6)73.8 4. 4 72.0 3.9 2.2 0.0 18.4 3.4 24 100.0 79.2 (77.9)75.3 3.9 2.5 2.3 15. 2 5.6 74.4 25 100.0 82.4 (80.4)79.8 2.5 76.9 2.4 3.0 12.9 4.7 100.0 26 85.7 (82.9)83.6 2.1 80.0 3.0 2.7 0.0 9.7 4.6 0.027 100.0 86.6 (85.3) 85.4 1.2 81.8 1.6 3.2 8.4 5.0 28 100.0 87.5 (85.6)86.7 0.8 81.9 2.5 3.0 0.0 7.1 5.4

注: 1) 「小計」の () 内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業の割合である。また、 平成21年以前の「小計」には、改定の実施時期不明を含む。

^{2) 「}改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

^{3) 「} $1\sim8$ 月のみ」とは、 $1\sim8$ 月に賃金の改定を実施し、 $9\sim12$ 月に賃金の改定を予定しない企業、「 $9\sim12$ 月のみ」とは、 $1\sim8$ 月に賃金の改定を実施せず、 $9\sim12$ 月に賃金の改定を予定する企業、「 $1\sim8$ 月及び $9\sim12$ 月」とは、 $1\sim8$ 月に賃金の改定を実施し、更に $9\sim12$ 月に賃金の改定を予定する企業をいう。

^{4) 「}改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定していて、実施時期が示されていない企業をいう。

^{5) 「}賃金の改定を実施しない」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月にも実施する予定がない企業をいう。

^{5) 「}未定」とは、1~8月に賃金の改定を実施せず、9~12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業をいう。

⁷⁾ 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施し又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施し又は予定している(小計)」に賃金カットによる賃金の低下を含んでおり、平成11年調査以降とは接続しない。

⁸⁾ 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1~9月」、「10~12月」として調査している。

付表 2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

昭和 55 年 11, 487 7.2 56 13, 159 7.8 57 12, 802 7.0 58 8, 787 4.6 59 9, 130 4.7 60 10, 218 5.0 61 9, 506 4.5 62 7, 988 3.6 63 9, 731 4.4 平成 元 年 12, 085 5.3 2 14, 199 6.0 3 14, 394 5.9 4 12, 939 5.1 5 9, 711 3.7 6 7, 206 2.7 8 7, 206 2.7 8 7, 224 2.6 10 ²⁾ 6, 079 2.3 11 4, 591 1.7 12 4, 177 1.5 13 4, 163 1.5 14 3, 167 1.1 15 3, 064 1.0 16 3, 751 1.3 17 3, 904 1.4 18 4, 341 1.6 19 4, 367 1.7 20 4, 417 1.7 21 3, 083 1.1 22 3, 672 1.3 1.1 24 4, 036 1.4 1.5 25 4, 375 1.5 26 5, 254 1.8 27 5, 282 1.9 28 5, 176 1.9 平成 27 年 5, 610 2.0 28 5, 494 2.0 < 文 5 号引下げ ³⁾ > 平成 27 年 5, 610 2.0 28 5, 494 2.0 < 5 5 号]下げ ³⁾ > 平成 27 年 5, 610 2.0 28 5, 494 2.0 < 5 5 号]下げ ³⁾ > 平成 27 年 4, 929 -0.9	年	1人平均賃金の 改定額 ¹⁾ (円)	1人平均賃金の 改定率 ¹⁾ (%)
57 12,802 7.0 58 8,787 4.6 59 9,130 4.7 60 10,218 5.0 61 9,506 4.5 62 7,988 3.6 63 9,731 4.4 平成 元 年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 1.9 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガラードザ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 マガラードドブ ³ > 平成 27 年 5,494 2.0	昭和 55 年	11, 487	7. 2
57 12,802 7.0 58 8,787 4.6 59 9,130 4.7 60 10,218 5.0 61 9,506 4.5 62 7,988 3.6 63 9,731 4.4 平成 元 年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 1.9 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガラードザ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 マガラードドブ ³ > 平成 27 年 5,494 2.0	56	13, 159	7.8
59 9,130 4.7 60 10,218 5.0 61 9,506 4.5 62 7,988 3.6 63 9,731 4.4 平成 元年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10²) 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マカラードげ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0	57		7.0
60 10,218 5.0 61 9,506 4.5 62 7,988 3.6 63 9,731 4.4 平成 元年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10²) 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マ成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	58	8, 787	4.6
61 9,506 4.5 62 7,988 3.6 63 9,731 4.4 平成 元 年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マ成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < うち引上げ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	59	9, 130	4.7
62 7,988 3.6 63 9,731 4.4 平成 元 年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	60	10, 218	5. 0
日本の 元年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガラ 上げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	61	9, 506	4.5
平成 元 年 12,085 5.3 2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10²) 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	62	7, 988	3.6
2 14,199 6.0 3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0			
3 14,394 5.9 4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	平成 元 年	12, 085	5. 3
4 12,939 5.1 5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	2	14, 199	6.0
5 9,711 3.7 6 7,948 3.0 7 7,948 3.0 7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マヴ ち引上げ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 <ラち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0	3	14, 394	5. 9
7、948 3.0 7、7、206 2.7 8 7、245 2.7 9 7、224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < 5 ち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0			
7 7,206 2.7 8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マルス 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0			
8 7,245 2.7 9 7,224 2.6 10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガラ引上げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0		7, 948	3.0
9 7,224 2.6 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < 5 ち引上げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0			
10 ²⁾ 6,079 2.3 11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < うち号 下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < 5 ち号 下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0			
11 4,591 1.7 12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マルフィ 年 5,610 2.0 マカラ ア 年 5,610 2.0 マカラ ア 年 5,494 2.0 マカラ ラ ラ ア ド ア 3)			
12 4,177 1.5 13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガ 27 年 5,610 2.0 < うち引上げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0			
13 4,163 1.5 14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マル 27 年 5,610 2.0 マウ 5号上げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 マカ 27 年 5,494 2.0 マウ 5,494 2.0			
14 3,167 1.1 15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガ 27 年 5,610 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0			
15 3,064 1.0 16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガ 27 年 5,610 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0			
16 3,751 1.3 17 3,904 1.4 18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガ 27 年 5,610 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 -4,929 -0.9			
18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マル 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 -4,929 -0.9			
18 4,341 1.6 19 4,367 1.7 20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マル 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 -4,929 -0.9	17	3, 904	1.4
20 4,417 1.7 21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マガ 27 年 5,610 2.0 < うち引上げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 5,494 2.0 < うち引下げ³) > 平成 27 年 -4,929 -0.9	18		
21 3,083 1.1 22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マが 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 マが 27 年 5,494 2.0 マが 27 年 -4,929 -0.9	19	4, 367	1.7
22 3,672 1.3 23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9	20	4, 417	1.7
23 3,513 1.2 24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 < うち引上げ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < うち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9	21	3, 083	1.1
24 4,036 1.4 25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 <うち引上げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 <うち引下げ³) > 平成 27 年 -4,929 -0.9	22	3, 672	1.3
25 4,375 1.5 26 5,254 1.8 27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 マウル 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 くうち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9	23	3, 513	1.2
26 5, 254 1.8 27 5, 282 1.9 28 5, 176 1.9 <うち引上げ ³⁾ > 平成 27 年 5, 610 2.0 28 5, 494 2.0 <うち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9	24	4, 036	1.4
27 5,282 1.9 28 5,176 1.9 <うち引上げ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 <うち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9			
28 5,176 1.9 < うち引上げ ³⁾ > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 < うち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9	26	5, 254	1.8
くうち引上げ³) > 平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 くうち引下げ³) > 平成 27 年 -4,929 -0.9		5, 282	
平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 <うち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9	28	5, 176	1.9
平成 27 年 5,610 2.0 28 5,494 2.0 <うち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9	 <うち引 トげ ³⁾ >		
28 5,494 2.0 くうち引下げ ³⁾ > -4,929 -0.9		5, 610	2 0
< うち引下げ ³⁾ > 平成 27 年 -4,929 -0.9			
平成 27 年 -4,929 -0.9		, 101	 v
		-4, 929	-0.9
28 -10, 319 -2. 5	28	-10, 319	-2.5

注: 賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に ついての数値である。

¹人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額及び改定率である。 1)

²⁾ 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。 3) 「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金が増額した企業についてのみ、「うち引下げ」とは、 賃金の改定により1人平均賃金が減額した企業についての数値である。

付表3 1人平均賃金の改定額階級別企業分布

															(肖	单位 %)
	賃金の改定を実施し			1 人	<u> </u>	<u> </u>	1	金	E 0)	改	定	額	階	級		
年	又は予定していて額 も決定している企業 及び賃金の改定を実 施しない企業		-9,999円 ~ -5,000円	-4,999円 ~ -1円	0円	1円 ~ 999円	1,000円 ~ 1,999円	2,000円 ~ 2,999円	3,000円 ~ 3,999円	4,000円 ~ 4,999円	5,000円 ~ 5,999円	6,000円 ~ 6,999円	7,000円 ~ 7,999円	8,000円 ~ 8,999円	9,000円 ~ 9,999円	10,000円以上
平成28年	100. 0	0. 1	0.0	0.8	8. 1	4.7	10.0	11.9	12. 1	15. 6	11.5	7. 9	6. 2	2.9	2.3	5. 9
27	100. 0	0.3	0.0	0. 7	9. 4	6. 1	9.0	12.3	14.8	12. 7	9. 9	7. 7	5.0	4.6	2.7	4.8

付表 4 企業規模、1人平均賃金の改定率階級別労働者分布

																			(単位	7 %)
	賃金の改定を実施し		1	人		平	均		賃	金		の	改		定	率		階	級	
年、企業規模	又は予定していて額 も決定している企業 及び賃金の改定を実 施しない企業の常用 労働者	-5.0% 以下	-4.9% ~ -2.5%	-2.4% ~ -0.1%	0.0%	0.1% ~ 0.4%	0.5% ~ 0.9%	1.0% ~ 1.4%	1.5% ~ 1.9%	2.0% ~ 2.4%	2.5% ~ 2.9%	3.0% ~ 3.4%	3.5% ~ 3.9%	4.0% ~ 4.4%	4.5% ~ 4.9%	5.0% ~ 5.4%	5.5% ~ 5.9%	6.0% ~ 6.9%	7.0% ~ 7.9%	8.0% 以上
平 成 28 年																				
計	100.0	0.2	0.1	0.4	4.3	2.7	9.2	15.1	24.7	23.4	10.6	3.9	1.4	0.8	0.8	0.7	0.2	0.9	0.2	0.5
5,000 人 以 上	100.0	0.7	=	0.3	3.9	2.4	5.2	9.5	26.1	34.5	11.1	2.9	0.6	1.1	1.1	0.6	0.1	-	-	-
1,000~4,999人	100.0	-	0.4	0.6	1.7	1.4	11.4	18.4	29.0	17.4	10.8	4.5	0.3	0.3	1.6	0.1	0.6	1.1	-	0.5
300~ 999人	100.0	0.1	_	0.2	3.5	3.5	7.0	12.5	24.2	25.4	13.8	4.1	1.9	0.4	0.2	0.6	0.1	2.3	0.2	0.1
100~ 299人	100.0	0.2	-	0.5	7.7	3.3	11.4	17.8	20.2	20.2	7.4	3.7	2.4	1.3	0.3	1.4	0.1	0.2	0.6	1.0
平 成 27 年	000000000000000000000000000000000000000																			
計	100.0	0.0	0.1	0.5	5.4	2.8	9.1	15.3	18.3	23.4	13.4	6.8	2.3	1.5	0.2	0.1	0.1	0.5	0.1	0.2
5,000 人以上	100.0	-	-	-	0.9	1.7	6.4	4.5	17.1	27.5	20.9	17.4	2.5	1.0	-	=-		-	-	-
1,000~4,999人	100.0	0.0	0.1	0.1	3.8	2.3	9.2	15.2	15.9	25.6	18.1	4.0	2.4	1.3	0.3	0.2	0.1	1.1	-	0.3
300~ 999人	100.0	-	-	0.7	4.5	2.4	10.7	18.2	20.8	25.0	8.0	4.5	2.5	1.4	0.1	0.0	0.4	0.4	-	0.2
100~ 299人	100.0	-	0.1	0.9	10.5	4.2	9.3	20.0	19.0	17.4	9.2	4.0	2.1	2.0	0.5	0.1		0.3	0.3	0.1

注: 1人平均賃金の改定率階級別労働者分布は、1人平均賃金の改定率階級別企業分布を企業の常用労働者数で重みづけした分布である。

付表 5 定期昇給の実施状況別企業割合の推移

(単位 %) 管理職の定期昇給 般職の定期昇給 賃金の改定を実施し又 は予定している企業及 行わな 年 延期 び賃金の改定を実施し 延期 行った かった・ かった・ 行う 行う した した ない企業¹⁾ 行わない 行わない 平成 15 年 42 0 52.9 [94.0]100 0 16.6 0.6 14.3 0.3 16 [94.7] 100.0 43.4 9.4 0.6 57. 5 8.7 0.4 17 [96, 6] 100.0 45.6 9. 2 0.8 58 6 8 9 0.7 [95.4] 100.0 52.0 7.4 0. 2 64.6 7.8 18 0.3 [97.8] 19 100.0 0.1 65.3 0.1 20 [94.7] 100.0 55. 7 10.6 1.0 65. 8 9.1 0.8 [96.2] 100.0 47.3 18. 2 56. 7 17.0 21 1.9 3.6 [95.7] 100.0 22 51.6 13.7 0.9 63. 1 11.1 1.5 23 [96.6] 100.0 52.4 15.0 1. 2 62.9 13.5 0.9 24 [94.4]100.0 56.7 11.2 0.7 64.7 9.7 0.8 25 [95.3] 100.0 59.4 8.8 0.6 70.3 6.9 0.7 [95.4] 26 100.0 66.1 6.7 0.2 74.3 5.4 0.4 27 [95.0]100.0 69.9 6.1 0.4 77.6 5. 5 0.1 28 [94.6] 100.0 68.1 5.0 0.8 78.4 3.3 0.5

注: 1) [] 内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

付表 6 企業規模・産業、定期昇給の実施状況別企業割合 (管理職・一般職ともに定期昇給制度がある企業)

(単位 %) 管理職 管理職 管理職 • 一般職 般職の定昇 の定昇 般職の定昇 管理職 般職の定昇 の定昇 ともに定期昇給 の定昇 を行わ 年、企業規模·産業 を行っ 行わな 行わな 行わな 行った 行った 制度がある企業 なかっ を延期 行った かった 延期 かった 延期 かった 延期 た・行 した 行う 行わ した 行わ 行わ した 行う 行う 行う わない 平 成 28 年 計 [73.4]100.0 92.2 92 1 0.1 6.7 2.7 3.9 1.1 0.4 0.7100 0 97 3 97 3 2. 7 2 1 0.6 5.000 人以上 [66 2] 1,000~4,999人 [75.1] 100.0 95.6 95.5 0.1 4.4 2.0 2.4 300~ 999人 [77.3] 100.0 93.2 92.8 0.3 6.1 4.4 1.7 0.8 0.7 0.1 100~ 299人 [72.2] 100.0 91.5 91.5 7.2 2.3 4.9 1.3 0.3 1.0 鉱業, 採石業, 砂利採取業 [73.0] 100.0 87.0 87.0 13.0 13.0 建設業 [77.5]100.0 94.6 94.6 5.4 5.4 製浩業 [78.8] 100.0 97.6 97.6 2.4 1.9 0.5 電気・ガス・熱供給・水道業 [64.3] 100.0 100.0 情報诵信業 [77.0] 100 0 97.8 97.8 1.7 0.7 1 0 0.5 0.5 運輸業. 郵便業 [62.0] 7.1 10.2 2.0 2.0 100.0 80.6 80.6 17.3 卸売業, 小売業 [75.8] 100.0 91.5 91.5 7.0 1.1 5.9 1.5 金融業, 保険業 [57 4] 100 0 97.6 97 6 2.4 2.4 不動産業, 物品賃貸業 [86.9] 100.0 100.0 99.7 0.3 学術研究,専門・技術サービス業 [75.4] 100.0 88.2 88. 2 11.8 3.9 7.9 宿泊業,飲食サービス業 [62.0] 100.0 86.4 86 4 9.6 3.0 6.7 4.0 2.8 1.2 生活関連サービス業、娯楽業 [73.1] 87.0 87.0 6.3 100.0 13.0 6.7 教育, 学習支援業 [71.9] 100.0 86.0 86.0 7.8 7.8 6. 2 3.1 3.1 医療, 福祉 [81.2] 100.0 91.8 91.8 6.6 4.1 2.5 1.6 1.6 サービス業 (他に分類されないもの) [62.1] 100.0 83.9 83.0 0.9 12.7 4.5 8.2 3.3 3.3 平 成 27 年 計 [75.7]100.0 91.7 91.6 0.1 7.9 2.4 5.6 0.4 0.0 0.2 0.1 5,000人以上 [65.5] 100.0 95.5 95.5 3.8 2.7 1.1 0.7 0.7 1,000~4,999人 [76.2] 92.5 7.5 4.3 3.2 100.0 92.5 300~ 999人 [73.0] 100.0 94.2 93.8 0.4 5.8 3.5 2.3 100~ 299人 [76.6] 90.7 1.8 0.5 0.0 100.0 90.8 0.1 8.7 6.8 0.3 0.1

注: 1) [] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める管理職・一般職ともに定期昇給制度がある 企業の割合である。

付表7 企業規模別1人平均定昇率

(単位 %)

	<u> </u>	(平江 /0)
企業規模	平成28年	平成27年
	1.8	1.7
5,000人以上	1. 7	1.8
1,000~4,999人	1. 6	1. 6
300~ 999人	1. 9	1. 7
100~ 299人	1. 9	1.8

注: 賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業のうち、定期昇給を実施した企業についての数値である。

なお、賃金カット分は、含まれていない。

付表8 ベア等の実施状況別企業割合の推移

(単位 __%)_

		A-A-				ı			க்ர எத்	(-	<u> 早14. %)</u>
		官	理職						般職		
		<u> </u>	べ	ア等の実施	大況			40.	~*;	ア等の実施料	犬況
年	定期昇給制度	定昇とべ ア等の区		ベアを	ベース	定期昇約		定昇とべ ア等の区	v. = *	ベアを	ベース
	がある企業 ¹⁾	別あり	ベアを 行った	行わな	ダウンを	があるイ	企業1)	別あり	ベアを	行わな	ダウンを
			- 11つに ・行う	かった・	行った・			,,,,,,	行った ・行う	かった・	行った・
			1,7	行わない	行う				1, 7	行わない	行う
平成 16 年	[53. 4] 100. 0	51.0	10. 1	40.6	0.4	[66.6]	100.0	56. 1	10.3	45. 2	0.5
17	[55.6] 100.0	48.2	12. 5	35.6	0.1	[68. 2]	100.0	53.6	14.3	39. 1	0.1
18	[59.6] 100.0	50.5	11.8	38.7	0.1	[72.7]	100.0	53.7	15.8	37.7	0.2
19	[62.5] 100.0	50.3	18.6	31.3	0.5	[73.6]	100.0	55.6	23.5	31.6	0.5
20	[67. 4] 100. 0	52. 4	19.8	32.4	0.2	[75.6]	100.0	56. 7	21.4	35. 3	0.1
21	[67. 5] 100. 0	61.7	12. 7	46.3	2.7	[77.2]	100.0	63.6	12.6	48.8	2.2
22	[66. 3] 100. 0	58.7	9.4	48.4	0.8	[75.7]	100.0	59.8	9.6	49.7	0.6
23	[68. 6] 100. 0	54.6	11.7	41.1	1.9	[77.2]	100.0	57.9	13.4	43.0	1.5
24	[68. 6] 100. 0	57.0	9.8	47.1	0.2	[75.3]	100.0	60.0	12.1	47.7	0.2
25	[68. 9] 100. 0	56.6	11.5	45.0	0.2	[77.9]	100.0	60.2	13.9	45. 6	0.8
26	[73. 0] 100. 0	62. 1	18.6	43.3	0.2	[80.0]	100.0	66.8	24.8	41. 2	0.7
27	[76. 3] 100. 0	58.5	20.5	37.8	0.2	[83.1]	100.0	61.2	25.0	36. 2	-
28	[73. 9] 100. 0	57.8	17.8	39.9	0.2	[82. 2]	100.0	58.9	23.3	35. 4	0.1

注: 1) [] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

付表 9 企業規模別賃金カットを実施し又は予定している企業割合の推移

														(単	位 %)
企業規模	平成14年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
計	14. 8	12. 9	13. 6	15. 3	9.7	10. 2	9.3	30. 9	23. 0	15. 2	12.8	14. 5	9. 0	9. 5	10. 7
5,000 人 以 上	22. 1	12. 1	9.1	5.6	3.6	6.8	2.5	28.6	16.8	5.7	10.2	9.3	10.8	4.5	5. 9
1,000 ~ 4,999 人	21. 2	15.3	10.5	8.3	10.2	2.3	4.8	31.3	24.7	11.5	14.9	11.1	8.7	8.3	8.4
300~ 999人	15. 5	13.3	13.1	12.2	13.1	9.7	8.9	31.9	20.8	12.0	9.3	16.0	13.3	10.0	10.6
100~ 299 人	13. 9	12.6	14. 3	17. 3	8. 2	11. 2	10.0	30. 5	23. 7	16. 7	13.7	14. 4	7. 6	9.6	11. 1

注: 賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。 なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含む。

付表 10 賃金の改定方式別企業割合

(単位 %)

			(i	賃金の改定方式		(半位 /0)
年	賃金の改定を実施し 又は予定していて額 も決定している企業		個別賃金方式 及び平均賃上 げ方式	平均賃上げ 方式	その他	不明
平成28年 27	100. 0 100. 0	49. 0 49. 5	12. 5 10. 9	15. 6 20. 3	19. 8 15. 7	3. 1 3. 6

付表 11 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

(単位 %) 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素 賃金の改定を 実施していていました。 親会社又は 重視した 雇用の 労働力の 労使関係の 前年度の 関連(グルー 不明 在 企業の業績 世間相場 物価の動向 その他 要素は 維持 確保・定着 安定) 会社の 改定実績 る企業 ない 改定の動向 昭和 45 年 100.0 41.2 32.5 15.6 6.3 3.8 0.4 46 100.0 43.0 25.2 16.5 10.5 3.7 ... 0.9 47 100.0 40.1 29.1 11.2 11.0 7.6 1.0 48 100.0 30.4 34.8 18.2 12.9 3.2 0.5 26.6 37.5 2.7 49 100.0 8.6 24.0 0.6 50 100.0 52.9 23.2 4.3 14.6 3.6 51 100.0 54.3 25.8 4. 3 8.0 5.8 1.7 52 100.0 60.2 21.1 2.6 10.9 4.9 ... 0.3 53 100.0 18.9 2. 3 6.5 4.8 0.3 54 100.0 64.9 18.2 4.2 7.1 5.0 0.6 55 100 0 57 3 22 2 5. 2 8.8 4 9 1.5 56 100.0 57.0 24.3 3. 2 9.3 4.8 1.4 57 100.0 23.3 62.9 1.7 5.8 4.8 1.4 100.0 61.3 24.7 58 3.6 4.2 5.1 1.0 59 100.0 65.8 23.0 2.0 2.7 4.5 2.0 100.0 2.1 60 63.7 25.7 3.0 4.1 1.3 61 100.0 69.7 3.4 19.6 1.3 5.2 0.8 62 100.0 71.6 18.4 2.6 1.4 4.8 1.1 63 100.0 65.1 26.0 4.3 0.8 2.8 1.0 平成 元 年 100.0 50.3 33.8 11.4 0.7 2.5 1.2 2 100.0 1.1 2.8 0.8 44.7 35.3 15.3 3 100.0 42.9 34.4 17.9 1.0 3.0 0.8 4 100.0 50.1 34. 1 10.5 1.1 3.2 1.0 5 100.0 62.2 25.9 6.9 0.5 4.0 0.5 6 100.0 71.8 20.3 3. 2 0.5 2.9 1.2 7 100.0 71.3 18.6 4. 1 1.3 3.5 1.2 8 100.0 75.0 15.9 4. 4 0.1 3.4 1.1 9 100.0 70.3 18.9 5. 5 0.8 3.8 0.6 10 100.0 76.5 14.0 2.9 1.2 3.2 ... 2.2 11 100.0 81.5 10.6 1.4 0.1 4.7 12 100.0 70.6 19.0 3. 2 0.5 2.2 4.5 13 100 0 72.6 17 2 3 8 0.3 2 1 4 0 14100.0 81.0 8.5 2.2 2.7 0.1 2.8 2.7 100.0 77.7 7.1 3.8 2.5 3.8 15 4.5 0.6 16 100.0 78.1 7.3 5.0 2.7 0.0 2.9 4.0 17 100.0 8.4 4.3 4.2 0.3 1.9 18 100.0 63.5 8.6 7.2 0.6 6.2 7.5 6.4 19 100 0 70.8 5 4 6 9 9 2 0 1 0.8 6 9 20^{1} 100.0 66. 2 6.6 9.4 0.7 2.9 21 100.0 61.6 3.2 5.2 3.9 0.1 2.4 5.2 1.5 3.2 8.7 5.0 22 100.0 60.4 2.9 2.4 4.3 0 0 2.4 4.0 3.8 4.3 15.4 0.1 23 100.0 58.5 2.3 2.2 3.4 0.2 2.0 6.1 2.6 3.6 18.5 0.6 24 100.0 52.0 3.6 5.8 3.8 0.5 1.5 6.3 4. 1 2.5 18.3 1.6 25 100.0 58.6 2.5 3.9 2.0 1.9 0.2 2.4 5.0 3.5 18.9 1.1 26 100.0 50.7 4.7 5.2 5.8 1.2 2.7 4.6 2.6 4.0 17.2 1.3 27 100.0 52.6 3.6 5.0 6.8 0.3 2.6 5.4 3.0 15.0 4.4 1.4 28 100.0 51.4 4.2 4.6 11.0 0.2 1.6 5. 9 2.7 0.9 15.7 1.8

注: 1) 平成20年調査以前は賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を 100.0%とした割合であり、比較の際は注意を要する。

付表 12 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

(単位 %)

-								賃金の改	定の決定	に当たり最	最も重視し	た要素		(単位	<u>L %)</u>
賃金	金の改定	の状況	は予定して			世間相場	雇用の 維持	労働力 の確保 ・定着	物価の動向	労使関係 の安定	親会社又は関連 (グルー プ) 会社の改定の動向	前年度 の改定 実績	その他	重視した要素はない	不明
平	成	28	年 [100.0]	100.0	51.0	3. 9	4.6	10. 5	0.1	1.4	5.4	2. 9	1. 4	15.8	3.0
1 人平均 引き上げ		き上げる企	[91.6]	100.0	51.3	4. 2	4.6	11. 1	0. 1	1.6	5.8	2.8	1. 1	15. 6	1.8
1 人平均 引き下げ		き下げる企	[0.9]	100.0	59. 6	3. 2	-	-	0.5	-	5.8	-	6. 0	24. 9	-
賃金の改	て定を実施	をしない企	美 [7.5]	100.0	46. 1	0.3	4.6	5. 3	-	-	0.3	3. 4	5. 1	17.6	17. 3

注: 1) [] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定の状況別企業の割合である。

付表 13 賃金の改定の状況、企業の業績評価別企業割合(「企業の業績」を重視した企業)

(単位 %)

***************************************				任人のよウの出	- 		企業の美	 業績評価	(単位 %)
1	賃金の改算	定の状況		賃金の改定の利当たり「企業の業 当たり「企業の業 重視した企業	美績」を	「良い」 と評価	「悪い」	「どちらとも いえない」と評 価	不明
平	成	28	年	[100. 0]	100.0	37. 2	24. 3	37. 5	0. 9
	均賃金を げた・引	き上げるイ	企業	[92.8]	100.0	39. 2	22. 4	37. 4	1.0
,	均賃金を げた・引	き下げるイ	企業	[0.9]	100.0	4. 0	53. 9	42. 1	-
賃金の	改定を実	施しないか	企業	[6.3]	100.0	13.3	48.0	38.6	0.1

注: 1) [] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち、「企業の業績」を重視した企業に占める賃金の改定の状況別企業の割合である。

付表 14 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も参考にした他企業の種類別企業割合 (「世間相場」を重視した企業)

(単位 %) 賃金の改定の決定に当たり最も参考にした他企業の種類 賃金の改定の決定に 年、企業規模 当たり「世間相場」 同一産業 同一産業 他産業の 同一地域 系列企業 その他 不明 を重視した企業1) 上位企業 同格企業 企業 企業 平 成 年 28 計 [20, 2] 100.0 17.2 57.1 5. 2 10.3 3. 1 6.8 0.4 5,000 人 以 上 [40.0]100.017.663.7 9.6 1.6 5.2 2.2 1,000 ~ 4,999 人 [32.0]100.0 19.4 72.3 2.7 2.8 0.9 2.0 300 ∼ 999 人 [24.1]100.0 25.1 47.2 8.0 7.1 2.8 9.5 0.4 100 ~ 299 人 [17.5]100.0 13.3 58.4 4.2 13.9 3. 2 6.8 0.2(参考)複数回答計2) 100.0 39.4 73.7 26.9 30.5 12.3 10.9 0.4 成 27 計 [23.4]100.0 13.6 39.8 8.0 8.6 23.1 5.5 1.3 5,000 人 以 上 [42, 9]100 0 31, 2 55.3 2 2 4.6 5, 5 1. 1 $1,000 \sim 4,999$ 人 [37.0]100.0 17.6 58.7 9.9 6.2 6.7 1.0 300 ∼ 999 人 100.0 [25.5]39.7 17.5 5. 6 15.8 6.6 14.8 $100 \sim$ 299 人 [21.2]100.0 29.7 2. 1 10.8 36.2 8.9 4.9 7.5 (参考)複数回答計2) 100.0 31.1 62.9 24.1 39.5 11.7 12.3 1.3

注:1) []内は、賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業に占める賃金の改定の決定に当たり「世間相場」を重視した企業(複数回答)の割合である。

^{2) 「}複数回答計」は、参考にした他企業の種類(最も参考にしたものを 1 つ、そのほかに参考にしたものを 2 つまでの最大 3 つの複数回答による)を回答した企業の割合である。

付表15 企業規模・労働組合の有無別昨年の冬の賞与支給企業割合、昨年の冬の1人平均賞与支給額及び 支給月数

年、企業規模・労働組合の有無	昨年の冬の賞与を 支給した企業 (%)	昨年の冬の1人 平均賞与支給額 (円)	昨年の冬の1人 平均賞与支給月数 (月)
平成 28 年			
計	91.2	613, 558	2. 12
5,000人以上	97.6	811, 338	2.61
1,000 ~ 4,999人	98. 2	674, 150	2. 23
300 ~ 999人	94.3	564, 461	2.01
100 ~ 299人	89.6	465, 370	1.80
労働組合あり	98.4	725, 385	2. 38
労働組合なし	88.4	473, 092	1.81
平成 27 年			
計	90.5	604,069	2.07
5,000人以上	97. 1	832, 844	2. 53
1,000 ~ 4,999人	97.7	646,706	2. 16
300 ~ 999人	93.7	567, 860	2.03
100 ~ 299人	88.9	434, 364	1.75

注: 昨年の冬 (平成28年は平成27年9月から平成28年2月、平成27年は平成26年9月から平成27年2月) の賞与を支給した企業についての数値であり、割合は全企業に占める割合である。

付表16 企業規模・労働組合の有無別今年の夏の賞与支給企業割合、今年の夏の1人平均賞与支給額及び 支給月数

年、企業規模・労働組合の有無	今年の夏の賞与を支給した又 は支給する予定で額が決定し ている企業 (%)	今年の夏の1人 平均賞与支給額 (円)	今年の夏の1人 平均賞与支給月数 (月)
平成 28 年			
計	89. 5	621, 763	2.12
5,000人以上	98. 4	847, 628	2.67
1,000 ~ 4,999人	95.9	720, 154	2.33
300 ~ 999人	93.3	541,631	1.92
100 ~ 299人	87.7	439, 387	1.71
労働組合あり	98.2	749, 167	2.42
労働組合なし	86. 1	458, 477	1.74
平成 27 年			
計	88.0	609, 595	2.07
5,000人以上	96. 2	876, 012	2.58
1,000 ~ 4,999人	95. 4	674, 813	2.22
300 ~ 999人	92.4	542, 108	2.00
100 ~ 299人	85.8	423, 096	1.70

注: 今年の夏(平成28年は平成28年3月から8月、平成27年は平成27年3月から8月)の賞与を支給した又は支給する予定で額が 決定している企業についての数値であり、割合は全企業に占める割合である。

付表 17 企業規模・産業、今年の夏の賞与支給額の決定方式別企業割合

(単位 %) 今年の夏の賞与支給額の決定方式 今年の夏の賞与を 支給した又は支給 企業規模・産業 業績連動式 労使交渉 する予定で額が その他 不明 決定している企業 で決めた で決めた 平 成 28 年 計 58.7 19.8 15.5 6.0 100.0 5,000人以上 100.0 41.7 43.2 9.2 5.9 1,000~4,999人 100.0 49.6 38.2 7.0 5.3 60.6 300~ 999人 100.0 24.0 10.4 5.0 100~ 299人 100.0 59.3 16.3 17.9 6.4 鉱業, 採石業, 砂利採取業 100.0 60.3 19.0 20.7 建設業 100.0 59.8 19.4 18.8 2.0 製造業 100.0 51.4 27.7 14.0 6.8 電気・ガス・熱供給・水道業 100.0 46.7 42.6 9.0 1.7 情報通信業 100.0 64.1 16.7 14.7 4.5 運輸業,郵便業 100.0 43.3 34.5 12.1 10.2 卸売業, 小売業 100.0 61.0 16.6 17.4 5.0 金融業,保険業 100.0 48.4 30.3 12.5 8.9 不動産業, 物品賃貸業 100.0 62.9 20.2 11.3 5.6 学術研究,専門・技術サービス業 100.0 55.6 21.2 20.7 2.5 宿泊業,飲食サービス業 100.0 78.9 6.0 10.1 5.0 生活関連サービス業, 娯楽業 100.0 75.7 3.7 10.6 10.0 教育, 学習支援業 100.0 85.0 8.2 5.0 1.9 医療, 福祉 100.0 71.9 1.9 17.8 8.4 サービス業 (他に分類されないもの) 100.0 67.9 4.1 23.6 4.4

付表 18 企業規模、労働組合からの要求時期別企業割合

															(単位	<u>r</u> %)
	在しずまり むか							要	求 時	i 期						
年、企業規模	賃上げ要求交渉 があった企業															,
八 正未が決	1)	1月	2月	前半	後半	3月	前半	後半	4月	前半	後半	5月	前半	後半	6月 以降	不明
平 成 28 年																
計	[79.8] 100.0	0.3	46.5	6.7	39.8	38.0	27.0	11.0	9. 1	6.7	2.4	1.4	0.7	0.7	0.9	3.9
5,000 人以上	[81. 1] 100. 0	-	66. 1	7.2	58.9	22.1	15.7	6.4	1.9	1.9	-	2.4	1.6	0.8	3. 1	4.4
1,000~4,999人	[81. 9] 100. 0	-	48.5	9.6	38. 9	36.6	29.6	7. 1	6. 1	4. 1	2.0	3.6	0.9	2.7	1.0	4.2
300~ 999人	[82.6] 100.0	-	50.1	4. 1	46. 1	33. 2	25.0	8.2	11.3	9. 2	2. 1	3. 1	1.8	1.3	0.3	2.0
100~ 299人	[78. 1] 100. 0	0.5	43.3	7. 1	36. 2	41.3	27.8	13. 5	9.2	6. 5	2.7	-	-	-	1.1	4.6
平 成 27 年																
計	[79. 8] 100. 0	0.7	43.5	5.0	38. 5	30.9	19.3	11.6	9.2	5.6	3.6	8.0	4.4	3.7	3.6	4.0
5,000 人以上	[82. 0] 100. 0	1.9	68.7	8.7	59.9	19.2	13.9	5.4	5.4	4. 7	0.7	3.3	1.5	1.8	_	1.4
1,000~4,999人	[81. 3] 100. 0	1.2	41.8	4.2	37.6	31.8	24. 2	7.6	9.7	4.0	5.7	10.6	4.5	6.1	1.4	3.6
300~ 999人	[80.6] 100.0	1.2	46.2	5.6	40.6	25.0	18.4	6.6	9.7	8. 2	1.4	6.7	3.6	3. 1	6. 1	5.1
100~ 299人	[79. 1] 100. 0	0.3	41.4	4. 7	36. 7	34. 2	19.0	15. 3	9.0	4.6	4.4	8.4	4.8	3.6	3.0	3.5

注: 1) []内は、労働組合のある企業に占める賃上げ要求交渉があった企業の割合である。

注: 今年の夏(平成28年3月から8月)の賞与を支給した又は支給する予定で額が決定している企業についての数値である。